

① 建築確認申請を伴う計画のうち、京都市旅館業施設建築等指導要綱（※）の適用を受ける場合の手続

- ※要綱の適用を受ける場合とは
- ① 建築確認申請を伴う計画であること
 - ② 要綱の適用を受ける次の地域での計画であること
 - ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、市街化調整区域
 - ・近隣商業地域及び商業地域については、上記地域（準工業地域及び市街化調整区域を除く。）の境界又は学校、児童福祉施設、社会教育施設、文化財、公園の敷地から110メートル区域内の場合

② 建築確認申請を伴う計画のうち、要綱の適用を受けない場合の手続

(1) 計画の公開

20日間
経過後

- ・敷地内の見やすい場所に、計画の概要を記載した標識の設置【様式あり】
- ※設置後、速やかに標識を設置した状況の写真と設置場所の地図により報告してください。
- ・標識の設置期間は、市長の承認申請を行う20日前から建築確認申請の確認済証の交付を受けるまで
- ・近隣の住民等に対し、計画の概要について説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずる。

(2) 計画の承認申請

- 添付書類
構造設備の概要、公開結果報告書、標識を設置している状況を撮影した写真、付近見取図、配置図、平面図、立面図、室内の仕上げを明示した書類、屋外広告物を設置する場所の付近見取図、屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面、その他市長が必要と認める書類（玄関帳場の正面図・側面図等）

(3) 計画承認通知書の交付

(1) 建築確認申請事前相談済押印に係る関係資料の提出

- 添付書類
京都市旅館業施設建築等指導要綱に基づく計画の承認申請書と同じ添付書類。
ただし、公開結果報告書及び標識を設置している状況を撮影した写真を除く。

③ 建築基準法に基づく手続

- (1) 建築確認申請
- (2) 確認済証の交付
- (3) 工事
- (4) 検査済証の交付

※用途変更の場合

※新築、増築等の場合

旅館業法に基づく手続

⑤ 学校等への意見照会(※)照会対象施設の敷地から110m区域内の場合

- 意見照会となる対象施設
学校、児童福祉施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、街区公園等）

- (1) 意見照会に係る書類を提出
- (2) 京都市が学校等へ意見照会を実施・回答受理

④ 消防法令に基づく手続

- (1) 消防法令適合通知書交付申請
- (2) 消防法令適合通知書の交付

⑥ 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく手続

(1) 標識の設置・標識の設置状況の報告

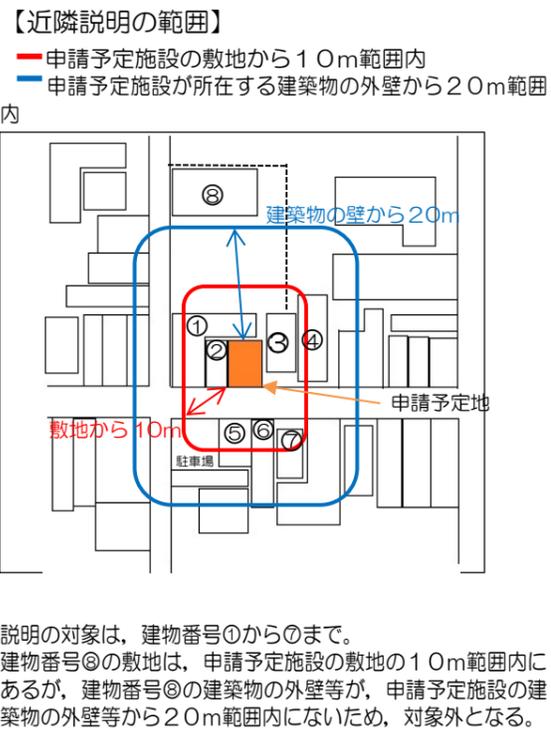
- 【標識の設置】
- ・施設又は敷地の見やすい場所に標識を設置【様式あり】
 - ・旅館業の営業許可申請をしようとする日の20日前から設置
- 【報告事項】
- ・標識を設置した後、ただちに医療衛生センターに以下の事項を報告すること。
標識を設置した日、標識を設置した場所、標識を設置した場所の周囲おおむね200mの区域内の見取図、標識を設置した場所及びその周辺状況を示す写真、標識の記載事項を容易に判読することができる写真

(2) 近隣住民に説明【(1)と同時期に実施すること】

- 【説明範囲】※左図のとおり
- 【説明事項】
- ※施設の所在地、申請者の氏名・住所・連絡先・申請予定日、施設の名称
 - 建物の規模及び構造、施設の面積、客室数、宿泊者の定員、営業開始予定日
 - 管理者の氏名・住所・連絡先、説明会に関する情報、
 - 標識に係る問合せに対応する者の連絡先
 - 説明の内容に係る問合せに対応する者の連絡先
 - 宿泊者に対して説明しようとする具体的な内容（ハウスルール）
 - 周辺住民、自治会等から、説明会の開催又は個別の説明などの求めがあれば、真摯に応じること。
- 標識の記載事項

(3) 許可申請の際に行う報告・書類の作成

- 【報告内容】
- 標識の設置状況
標識の設置期間、設置場所、設置状況を示す写真、標識の内容が判読できる写真、標識を設置した場所の変更の有無、標識を設置した場所に変更があった場合は変更後の場所
 - 住民説明の状況
敷地から10m範囲内にある敷地に存する建築物の位置状況を示す図書、説明の相手方が占有する建築物の位置を特定するために必要な情報、説明日時、説明場所、説明の方法、相手方からの意見及びその対応状況
 - 廃棄物処理の方法
申請者が自ら廃棄物処理施設に運搬する場合はその旨、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、収集運搬許可業者の氏名
 - その他
営業者が個人であって日本国内に住所を有しない時又は外国法人である場合、選任した代理人の氏名、住所、連絡先、代理権を証する書類、避難通路の最も狭い部分の幅員を確認できる書類（避難通路の最も狭い部分の幅員を明示）、施設の所有者を確認することができる書類、区分所有法の規定により定められた規約、区分所有者による承諾書



- 営業者の適正な旅館業の運営に当たる遵守事項
- 玄関帳場等で面接により宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。
 - 玄関帳場での面接の際に、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項及び施設の使用方法を説明しなければならない。（必要に応じて外国語を用いる。）
 - 周辺住民等からの苦情及び問合せ等、緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。
 - 施設の外部から見やすい場所に、以下の項目を記載した標識を設置しなければならない。【旅館業施設】
 - ・営業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
 - ・施設の名称
 - ・営業の種別
 - ・管理者の連絡先
 - ・施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置する場合）【施設外玄関帳場】
 - ・施設外玄関帳場である旨
 - ・管理する施設の名称

⑦ 旅館業の営業許可申請

- (1) 旅館業の営業許可申請
- (2) 実地調査
- (3) 営業許可書の交付
- (4) 営業の開始

- 添付書類
営業施設の構造設備を明らかにする図面、営業施設の敷地の周囲おおむね200mの区域内の見取図、申請者が法人の場合は定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書、申請者が個人の場合は住民票の写しその他市長が必要と認める図書等
- ・申請手数料 52,800円（申請手数料は返還できません。）